

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山梨市社会福祉協議会（以下「本社協」）が発注する工事、委託等のうち、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の発注にあたり、予算額を確保したうえで技術・企画などの提案を求めその評価により業務の品質を確保することで、当該業務に最適な優先交渉権者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」）を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(型の定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式の型の定義は次の各号に該当するものとする。

(1) 公募型プロポーザル方式

提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式

(2) 指名型プロポーザル方式

あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象とする業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務

(2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要する業務であって高度な知識と豊かな経験を必要とするもの

(3) 専門的な技術力及び経験を必要とする建設又は解体に係る業務であって、計画、設計、施工の工程のうち、複数の工程を一貫して発注し、履行期間の短縮等を目的とするもの

(4) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（設計競技方式(コンペ方式)の対象となる業務を除く。）

(5) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務

(6) 本社協が業務で行う企画、開発を必要とする業務

(7) その他本社協が必要と認められる業務

(本社協理事会及び評議員会における報告)

第4条 本社協会長（以下「会長」）は、優先交渉権者をプロポーザル方式により

特定しようとする場合は、その採用の趣旨等を本社協理事会及び本社協評議員会において報告するものとする。

(技術・企画提案書特定委員会の設置)

第5条 会長は、優先交渉権者をプロポーザル方式により特定することとした場合は、技術・企画提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 特定委員会は、委員5人以上をもって組織し委員長、副委員長を置き、委員長は会長とし副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員は、業務の内容、重要度及び規模に応じて、次の各号に掲げる者をもって充て、会長が委嘱する。
 - (1) 本社協理事及び評議員
 - (2) 本社協職員
 - (3) 山梨市職員
 - (4) その他会長が必要と認めた者
- 4 特定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 特定委員会の庶務は、本社協総務担当が行う。
- 6 その他特定委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(特定委員会の審議)

第6条 特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 採用しようとするプロポーザル方式の型
- (2) 提案資格
- (3) 提案書の提出を要請する者
- (4) 評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリング等の有無、その他評価結果が同点の場合の取扱い等優先交渉権者の特定に必要な事項
- (5) 優先交渉権者を特定する基準
- (6) 次点交渉権者を特定する基準

(提案資格)

第7条 特定委員会は、次の各号に定める事項を、提案資格として定めるものとする。ただし、特定委員会が特に認める場合においては、この限りではない。

- (1) 山梨市財務規則（規則第42号）第156条に規定する資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 次の期間において、山梨市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に準じる指名停止等の措置を受けていない者であること。
ア公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加申込書の提出期限から契約締結日まで
イ指名型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加指名通知書の送付の日から契約締結日まで

(3) その他特定委員会が必要と認める事項

(実施の公表)

第8条 会長は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項をホームページ等により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術・企画提案書の提出者に要求される提案資格
- (3) 技術・企画提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当
- (5) 要綱・仕様書等の交付期間、交付場所及び方法
- (6) プロポーザル参加申込書記載事項の説明
- (7) プロポーザル参加申込書の提出期限、提出場所及び方法
- (8) 提案資格確認結果通知書及びプロポーザル参加指名通知書並びに技術・企画提案提出要請書の送付期限及び方法
- (9) 技術・企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
- (10) 技術・企画提案書の取扱いに係る事項
- (11) プロポーザル参加申込書及び技術・企画提案書の作成様式記載上の留意事項
- (12) 要綱・仕様書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (13) 技術・企画提案書一次審査（書類審査）結果通知書及技術・企画提案書及び二次審査（ヒアリング）実施通知書の送付期限及び方法
- (14) ヒアリング等の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項
- (15) 評価結果が同点となった場合の措置
- (16) 技術・企画提案書の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (17) 提案資格の喪失に係る事項
- (18) その他会長が必要と認める事項

(参加申込書の提出)

第9条 会長は、前条による公表において指定する日までに、公募型プロポーザル方式において技術・企画提案書の提出を希望する者から、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」）〔様式1〕及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出させなければならない。

(参加申込者の提案資格の確認等)

第10条 会長は、前条の規定に基づき参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）について、第7条の規定に基づく提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 会長は、参加申込者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第11条 会長は、参加申込者に対し、第8条による公表において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書〔様式2〕により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった参加申込書者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申込者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名の通知)

第12条 会長は、指名型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定しようとする場合は、特定委員会で選定した提案書の提出を要請する者(以下「要請者」)に対し、プロポーザル参加指名通知書〔様式3〕により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術・企画提案書の提出者の資格
- (3) 技術・企画提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当
- (5) 技術・企画提案書作成要領等の交付期間、場所及び方法
- (6) 技術・企画提案提出意思確認書の提出期限、提出場所及び方法
- (7) 技術・企画提案提出要請書の送付期限及び方法
- (8) 技術・企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
- (9) 技術・企画提案書の取扱いに係る事項
- (10) 技術・企画提案書の作成様式記載上の留意事項
- (11) 技術・企画提案書作成要領等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (12) ヒアリング等の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項
- (13) 評価結果が同点となった場合の措置
- (14) 技術・企画提案書の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (15) 提案資格の喪失に係る事項
- (16) その他会長が必要と認める事項

2 会長は、前項の規定による指名通知において指定する日までに、同通知を受けた要請者の技術・企画提案書の提出の意思を、技術・企画提案提出意思確認書〔様式4〕により確認しなければならない。

3 会長は、前項の技術・企画提案提出意思確認書を期限までに提出しない者を技術・企画提案書の提出の意思がないものとみなすことができる。

(提案書の提出要請)

第13条 会長は、第10条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者（以下「有資格参加申込者」）又は前条の規定により技術・企画提案書の提出の意思があることを記載した技術・企画提案提出意思確認書を提出した者（以下「意思を有する要請者」）に対し、第8条による公表又は前条による指名通知において指定する日までに、技術・企画提案提出要請書〔様式5〕を送付するものとする。

(説明の実施)

第14条 会長は、業務の性格上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、有資格参加申込者又は意思を有する要請者が一同に会さない形式で、個々に説明を行うことができる。

(技術・企画提案書)

第15条 技術・企画提案書〔様式6〕の内容は、当該業務の評価項目に照らし極力簡潔なものとする。また、原則として第8条の規定による公表又は第12条の規定による指名通知に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。

- 2 技術・企画提案書提出後は、原則として技術・企画提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- 3 技術・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、技術・企画提案書の提出者（以下「提出者」）の負担とする。
- 4 提出された技術・企画提案書については、返却しないものとする。
- 5 提出された技術・企画提案書は、優先交渉権者の特定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

(技術・企画提案書の特定)

第16条 特定委員会は、提出された技術・企画提案書及びヒアリングを実施した場合における提案について評価基準に基づく評価を行うものとする。

- 2 会長は、技術・企画提案書の特定について複数審査（一次審査及び二次審査）を実施することとした場合は、特定委員会が要綱及び仕様書等の評価基準に基づく評価によって一次審査（書類審査）を行い、その評価結果を提出者に技術・企画提案書一次審査（書類審査）結果通知書〔様式7〕により通知するものとする。
- 3 会長は、提出された技術・企画提案書が前項の審査により評価基準に適合したものと判断された場合は、提出者に対し二次審査（ヒアリング）を実施するために技術・企画提案書二次審査（ヒアリング）実施通知書〔様式8〕により通知するものとする。
- 4 会長は、提出者に対し技術・企画提案評価結果通知書〔様式9〕により評価結果を通知するものとする。

- 5 優先交渉権者に特定されなかった者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に提出しなければならないものとする。
- 6 会長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(特定結果の公表)

第17条 優先交渉権者の特定結果については、ホームページ等により公表するものとする。

(提案資格の喪失)

第18条 有資格参加申込者及び意思を有する要請者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第7条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- 2 前項の場合において、会長は、当該有資格参加申込者及び意思を有する要請者に対し、その業務に係る提案を行うことができない理由又は提案書が無効とした理由を付して通知しなければならない。

(優先交渉権者の失格と次点者の繰り上げ)

第19条 優先交渉権者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しない者で、かつ第16条第1項の評価が次点の者を優先交渉権者としてすることができる。

(仕様の決定)

第20条 会長は、優先交渉権者と発注業務の業務仕様について確認し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第21条 会長は、優先交渉権者と対象の業務について随意契約により契約を締結するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の特例)

第22条 会長は、提案者が多数あることが見込まれ、優先交渉権者の特定に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事前評価等の必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。